

令和6年
5月15日
受付開始

令和6年度
一般住宅向け



飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金 川路地区向け補助メニューのご案内

令和4年度に国から「脱炭素先行地域」として選定を受けた川路地区を対象に、昨年度に引き続き再生可能エネルギー利用機器の導入をはじめとする各種補助事業を実施します。

◆申請受付期間

令和6年5月15日（水） から 令和6年11月29日（金） まで

※申請状況により、早期終了または追加公募の可能性がります

◆実績報告書提出期限

次のいずれか早い日までに、事業（設備設置、住宅建築・改修、納車）を完了した上で、実績報告書を提出していただきます。

- ①事業完了の日から起算して1か月を経過する日
- ②令和7年2月28日（金）

◆申請方法等、詳しい内容は、飯田市公式ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

各種補助事業を実施される皆様、施工事業者の皆様



制度
変更

ご注意ください



令和6年度から、補助事業の実施に当たっては事業着手前の「**事前申請**」が必要となります。補助金の交付決定前に事業着手した場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助金交付までの流れについては、裏面（P.4）をご覧ください

<お問合せ先>

飯田市市民協働環境部

ゼロカーボンシティ推進課

TEL：0265-22-4511（内線5473・5474）



飯田市公式ウェブサイト
脱炭素先行地域づくり補助金ページ
QRコード

飯田市脱炭素先行地域 補助金 検索

太陽光発電設備設置補助事業



太陽光発電設備を設置し、発電される電気を一定以上自家消費に用いることにより、クリーンエネルギーの地産地消を目指すものです。

①対象となる経費：太陽光発電設備の設置に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

- ・FIT（固定価格買取制度）などの認定を取得しないこと
- ・本事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力量の一定の割合（家庭用30%）を、自家消費すること

③補助率 2/3

上限：定格出力1kW当たりの対象経費が30万円を超える場合は、
対象設備の出力（kW）×30万円×2/3

※「飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金」との併用が可能

蓄電システム設置補助事業



再エネ発電設備によって発電した電気を蓄え、効率よく利用するための蓄電システムの設置に対し補助を行い、再生可能エネルギーの一層の活用を目指すものです。

①対象となる経費：蓄電システムの設置に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

- ・自家消費型の太陽光発電設備によって発電された電気を蓄電するものであること（余剰売電についてFIT認定を受けている場合も補助対象）
- ・非常時だけではなく、平常時も充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

③補助率 2/3

上限：容量1kWh当たりの対象経費が30万円を超える場合は、
対象設備の容量（kWh）×30万円×2/3

※「飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金」との併用が可能

ゼッチ

ZEH建築促進事業



エネルギーの使用を抑え、さらにエネルギーを創出することによって、住宅におけるエネルギー使用を正味ゼロとするZEH（ネット・ゼロ・エネルギー住宅）などの建築費用の一部を補助し、その普及を目指すものです。

①対象となる経費：「ZEH」、「ZEH+」の建築に要する経費

②補助の条件（一部抜粋）

- ・常時居住する住宅であり、専用住宅であること
- ・第三者評価機関による「BELS」認証（住宅性能評価）を受けていること

③補助額 ZEH：55万円/戸 ZEH+：100万円/戸（定額）

※「飯田版ZEH普及促進事業補助金」との併用が可能

薪ストーブ導入促進事業



薪ストーブの導入を促すことで、化石燃料の使用を抑制し、木質バイオマスを活用した循環型の熱利用を促進します。

- ①対象となる経費：薪ストーブ本体、煙突などの設置に要する経費
- ②補助の条件（一部抜粋）
 - ・薪を燃料としたストーブであること
 - ・耐用年数（6年）以上暖房機器として家庭等で使用すること
- ③補助率 2/3（上限：対象経費が120万円を超える場合は80万円）
※「飯田市もりのエネルギー推進事業補助金」との併用が可能

既存住宅断熱改修促進事業



外気に接する窓の二重サッシ化など、住宅の断熱性能を高めるための改修を促進し、効率的なエネルギー利用を目指します。

- ①対象となる経費：ガラス・窓・断熱材など高性能建材を用いた住宅改修に要する経費
- ②補助の条件（一部抜粋）
 - ・専用住宅の改修であり、主たる居室を中心に改修すること
 - ・別に定める改修率条件を満たすこと
- ③補助率 2/3（上限：対象経費が180万円を超える場合は120万円）

電気自動車等導入促進事業



「動く蓄電池」としての電気自動車等の導入を促進し、再生可能エネルギーの効率的な利用や、災害対応機能の強化を目指します。

- ①対象となる経費：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の購入に要する経費
- ②補助の条件（一部抜粋）
 - ・再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること
 - ・住宅などへの外部給電が可能であること
 - ・「飯田市災害時協力登録車制度」に登録すること
- ③補助率 蓄電容量×1/2×4万円/kWh（国「CEV補助金」の交付額が上限）
※「飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金」との併用が可能

ブイツーエイチ

V2H導入促進事業

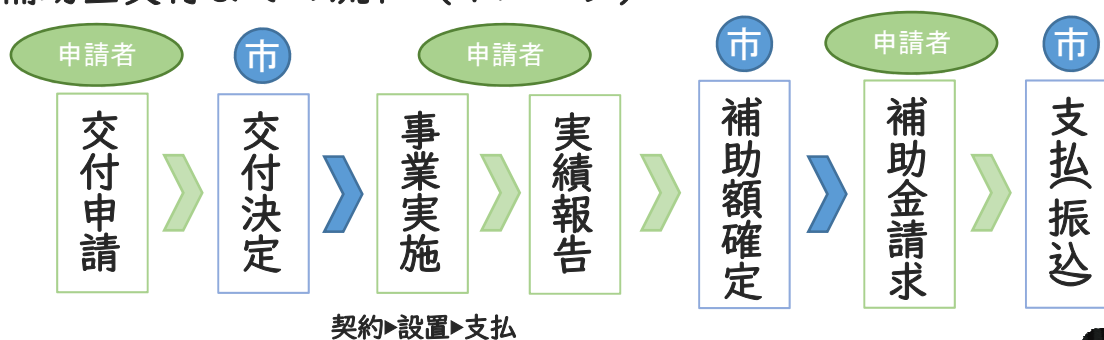


車両から建物への給電を可能とするV2H（充放電設備）の導入を促進し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車がある蓄電機能の最大限活用を目指します。

- ①対象となる経費：V2H（充放電設備）の導入に要する経費
- ②補助の条件（一部抜粋）
 - ・再エネを蓄電する電気自動車等からの給電を行うものであること
 - ・国「CEV補助金」の対象となる銘柄であること
- ③補助率 2/3（上限：対象経費が150万円を超える場合は100万円）

原則として補助金は、以下の流れで交付されます。

補助金交付までの流れ（イメージ）



補助金の申請にあたってご注意いただきたい点



- ・対象の事業は、原則として着手した事業年度内に完了する必要があります。資材調達の事情変更等により、年度内の完了が難しくなった場合は、速やかにご相談ください。
- ・補助金の交付は、原則として1人1事業につき1回です。また、国の補助金や他の国庫補助事業（県補助金の一部が該当する可能性あり）との併用はできません。
- ・補助金の交付においては、ここに記載される条件以外にも、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の条件を満たす必要があります。詳細は各補助メニューごとの申請書、手引書等をご確認ください。
- ・補助金の申請に必要となる申請書などは、飯田市公式ホームページに掲載するほか、川路自治振興センター窓口、本庁舎ゼロカーボンシティ推進課窓口に設置します。郵送を希望される方は、ゼロカーボンシティ推進課までご連絡ください。
- ・補助金の交付には審査があります。補助事業の実施を予定される方は、事業着手の前に、各種申請書類を飯田市役所ゼロカーボンシティ推進課にご提出ください。

脱炭素先行地域づくり補助金 川路地区向け補助メニュー対象期間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度		5/15	申請書受付期間		事業実施期間							
令和7年度		交付決定日	申請書受付期間		事業実施期間							
令和8年度		交付決定日	申請書受付期間		事業実施期間							
令和9年度		交付決定日	申請書受付期間		事業実施期間							

次年度以降の交付決定日・申請書受付期間は、決定次第お知らせいたします。